

令和7年度及び令和8年度における競争入札に参加する者に必要な資格等について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の112項の規定により、令和7年度及び8年度において小清水町が発注する物品の購入、役務の提供その他の契約に係る一般競争入札、又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について次のとおり定める。

令和6年12月13日

小清水町長 久保弘志

第1 資格要件

1 共通の資格要件

小清水町が発注する契約に係る一般競争入札、及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加できる者（以下「競争入札参加者」という。）は、（1）から（5）のいずれにも該当することとする。

- （1）政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- （2）政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- （4）国税、都道府県税、市町村税のいずれも滞納していない者であること。
- （5）以下に定める届け出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）であること。

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- （1）印刷物の製造、物品の購入及び物品の賃貸借

- ① アに該当すること。

ア 令和7年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

(2) 情報システムの開発

① アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 令和7年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(3) 林産物の売払い及び林産加工製品の売払い

① ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 令和7年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和6年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る仕入高を有していること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第2 資格審査の申請時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。

(1) (2) から (5) までに掲げる以外の者

令和7年2月3日（月）から令和7年2月28日（金）まで

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合

(1) に定める時期及び当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

(1) に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 町長が特に必要と認めた者

町長の指定する日

2 申請の方法

- (1) 申請書は小清水町が指定する様式にて作成のうえ、提出すること。
- (2) 申請書の提出先は小清水町建設課とする。

第3 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡、又は会社の分割により承継した者。
- (2) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者である者に限る。）を変更した者。
- (3) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更した者。

2 再申請の方法

再申請をしようとする者は、第2の2と同様に申請書類を提出しなければならない。

第4 資格の有効期間

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日（その日が令和7年4月1日以前である場合は、令和7年4月1日）から令和9年3月31日までとする。ただし、共同企業体にあつては、令和8年3月31日までとする。

第5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第1に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。